

事 務 連 絡

平成 29 年 2 月 22 日

一般社団法人全国特定施設事業者協議会 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室

離職した介護福祉士等の届出制度の周知について（依頼）

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、社会福祉法の改正により、平成 29 年 4 月から、介護福祉士が離職した場合などの際には、都道府県福祉人材センターへの氏名・住所等の届出が努力義務とされます。

当該届出制度については、離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものであり、今年度において、円滑な届出の実施や離職した介護福祉士に対するニーズに沿ったプッシュ型での情報提供を行うための届出システムを構築し、平成 29 年 4 月から稼働する予定です。

当該届出システムでは、介護福祉士だけではなく、介護職員初任者研修や介護職員実務者研修等の研修修了者であっても届出を受け付けられるようになっています。

つきましては、中央福祉人材センターからお送りする当該届出制度の周知に係るポスターを積極的に活用いただき、貴会会員への周知徹底等、制度の普及・啓発に向けてご協力いただきますようお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局  
福祉基盤課福祉人材確保対策室  
担当：鈴木、宮下  
電話：03-5253-1111（内線 2849）  
03-3595-2617（夜間）  
FAX：03-3591-9898